

規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。]

防じんマスクに係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

下記のとおり、防じんマスクに係る労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。（電話による意見の提出は不可。）

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

防じんマスクに係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

2. 対象品目

防じんマスク

3. 趣旨

日本工業規格 T8157 に定められているろ過式の電動ファン付き呼吸用保護具のうち「呼吸補助形電動ファン付き呼吸用保護具」については、労働安全衛生法関係法令において具備すべき規格が規定されていないため、その基準を法令上明確化させ、もって事業場における「呼吸補助形電動ファン付き呼吸用保護具」の適切な使用を図るため、今般、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）及び防じんマスクの規格において「吸気補助具付き防じんマスク」として具備すべき規格を追加する等、下記を始めとする所要の改正を行う。

- ・ 今回の改正により、「呼吸補助形電動ファン付き呼吸保護具」についても国家検定の対象になり、具体的には、性能に係る試験（粒子捕集効率試験、呼吸気抵抗試験（吸気抵抗 160 Pa 以下）、排気抵抗試験（排気抵抗 80 Pa 以下））に適合することが求められる。
- ・ 吸気補助具付き防じんマスクの種類（隔離式又は直結式）に応じた吸気補助具付き防じんマスクの形状を定めること。
- ・ 吸気補助具の構造の条件として、水、粉じん等の侵入によりその機能に障害を生じるおそれがないものと定めること。
- ・ 吸気補助具付き防じんマスクの表示事項として、騒音の程度を定めること。

4. 施行予定日

平成 29 年 12 月

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111 （内線 5501）

FAX 番号：03-3502-1598

6. 意見提出期限

WTO 通報から 60 日間

なお、労働安全衛生法関係法令は、次の URL において入手できます。

●労働安全衛生法（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=1926

●労働安全衛生法施行令（英文）

http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&ia=03&vm=&id=2245

●機械等検定規則（英文）

https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/03_rel/16_machineryordinace_reg/index.html

●防じんマスクの規格（英文）

<https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/english/law/DustMask/index.html>